

鳥取県訓令第6号

鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県職員服務規程の一部を改正する訓令

鳥取県職員服務規程（平成8年鳥取県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（履歴書の取扱い）</p> <p>第17条 新たに職員となった者は、履歴書を作成するものとし、<u>行財政改革局人事・評価室長</u>は、これを保管するものとする。</p> <p>（職務上の事故報告）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 所属長は、前項の報告があったときは、速やかに<u>行財政改革局人事・評価室長</u>にその内容を報告しなければならない。</p>	<p>（履歴書の取扱い）</p> <p>第17条 新たに職員となった者は、履歴書を作成するものとし、<u>職員課長</u>は、これを保管するものとする。</p> <p>（職務上の事故報告）</p> <p>第18条 略</p> <p>2 所属長は、前項の報告があったときは、速やかに<u>職員課長</u>にその内容を報告しなければならない。</p>

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。